

第60回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年7月30日（金） 18時15分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 7月29日15時時点）

国・地域		感染者数	死亡者数
米	国	34,672,690	611,801
イ	ン	31,484,605	422,022
ブ	ラ	19,797,086	553,179
フ	ン	6,116,853	111,923
ロ	シ	6,116,249	153,620
英	国	5,797,445	129,718
ト	ル	5,660,469	51,124
ア	ル	4,891,810	104,822
コ	ン	4,757,139	119,801
ス	ペ	4,395,602	81,396
そ	の	72,233,545	1,847,319
合	計	195,923,493	4,186,725

※194の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表7月28日24時時点)

都	道	府	県	感染者数	死亡者数
東			京	206,745	2,285
大			阪	111,281	2,719
神	奈		川	79,188	983
埼			玉	54,191	847
愛			知	52,980	1,005
千			葉	47,057	731
北	海		道	43,630	1,424
兵			庫	42,860	1,315
福			岡	38,022	532
沖			縄	23,548	233
そ	の		他	189,320	3,079
合			計	888,822	15,153

※チャーター便帰国者15名、空港検疫3,456名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(7月29日20時00分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数(累計)	210,610人
入院	3,039人
軽症・中等症	2,958人
重症	81人
宿泊療養	1,819人
自宅療養	8,477人
入院・療養等調整中	5,575人
死亡	2,288人
退院等(療養期間経過を含む)	189,412人

陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 210,607名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理(ECMOを含む)が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 5月 7日 第63回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月14日 第64回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月19日 第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 5月21日 第66回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月28日 第67回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 6月10日 第68回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 6月16日 第4回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 6月17日 第69回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 7月 8日 第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 7月30日 第71回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 9日 第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月23日 第55回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月 7日 第56回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月28日 第57回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月18日 第58回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月29日 新型コロナウイルス感染症に係る東京都危機管理対策会議
- 7月 8日 第59回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に
朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月12日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月25日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年5月12日零時から5月31日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月1日零時から6月20日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月21日零時から7月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年7月12日零時から8月22日まで)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(5月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県でテレビ会議実施、国への共同要請（5月6日）
- ・ 若い世代の外出自粛等について効果的に呼びかけていくため、その意識や行動に関してオンラインアンケート調査を実施（5月17日～18日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（5月21日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、国への共同要請（5月26日）
- ・ 1都3県で共同メッセージ発出（6月21日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（7月21日）

【都民安全推進本部】

- ・ 若者総合相談センター（若ナビα）にて、従来の電話・メール・LINE相談に加え、面接相談にZOOMを活用したオンライン相談機能を追加（5月1日～）
- ・ 繁華街を訪れている若者に対し外出自粛への協力を呼びかけ（5月8日～）

【総務局】

- ・ コロナ対策リーダーの研修を修了している店舗及び「感染防止徹底点検済証」を発行している施設を地図表示(6月1日～)
- ・ 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトについて、訪問点検希望の受付を開始（WEB申込：6月4日～、電話申込：6月7日～）
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令
（緊急事態措置期間（4月25日～6月20日）、6月20日時点の件数、要請：327店舗、命令：63店舗）
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令
（まん延防止等重点措置期間（6月21日～）、7月11日時点の件数、要請：131店舗・命令：6店舗）
- ・ 「徹底点検TOKYOサポート」点検済飲食店等のコロナ対策リーダー等へのワクチン接種（6月25日～）
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令
（緊急事態措置期間（7月12日～）、7月30日時点の件数、要請：212店舗、命令：0店舗）

【デジタルサービス局】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関して、TOKYOサポートポータルの公開や若者へのオンラインアンケート調査など各局のデジタル技術の導入・活用を支援

【主税局】

- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を令和2年6月1日より開始、令和3年5月6日より対象アプリを拡大
- ・感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始
- ・納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く措置を実施

【生活文化局】

- ・感染拡大防止CMを4月23日から5月11日まで集中的に放映
- ・4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
都立文化施設等の休館及び文化事業の中止、私立学校に対して都立学校の措置を参考に感染症対策の徹底について協力を要請等
- ・広報東京都5月号で、G.Wの感染拡大防止対策、感染症に対応した支援・対策について掲載
- ・LINEで、緊急事態措置等に関する情報を掲載するなどメニューを拡充
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、東京都多言語相談ナビ（TMC Navi）を4月29日及び5月3日に臨時開設
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに緊急事態宣言等が延長される5月12日以降の都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・「学校生活のコロナ対策」（動画・リーフレット）を活用した感染症対策の徹底を私立学校へ周知
- ・広報東京都6月号で、感染防止対策、感染症に対応した支援、相談窓口について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに「やさしい日本語」を含む16言語で、ワクチン接種に関するチラシ（第二弾）を作成・配布するとともに、6月1日以降の都の緊急事態措置を発信

【生活文化局】

- ・外国人及び支援団体向けに、東京都多文化共生ポータルサイトへコロナワクチン関連の相談窓口、関連サイト等の情報を集約した特設ページを設置
- ・外国人対応を支援するため、ワクチン接種に関するチラシの活用方法、都内区市町村や他県における多言語対応事例等の情報を区市町村に提供
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、6月21日以降のまん延防止等重点措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・広報東京都7月号で、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、相談窓口、感染防止対策について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、7月12日以降の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、東京都多文化共生ポータルサイト及びSNS（Twitter）にて、モニタリング会議の英語版資料（福祉保健局作成）を紹介
- ・広報東京都8月号で、ワクチンに関する専門家の意見、相談窓口、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、感染防止対策について掲載
- ・新聞一般紙6紙及びスポーツ紙3紙に「STAY HOME」を呼びかける広告を順次掲載（7月29日～）

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ・感染防止対策の徹底及び運動前後の会食を徹底して控えるよう呼びかけを行った上で、屋外スポーツ施設の利用を5月12日から再開（屋内スポーツ施設は、引き続き休館）
- ・屋内スポーツ施設の利用を6月1日から再開

【都市整備局】

- ・鉄道の終電時刻の繰り上げ等について、1都3県で国及び鉄道事業者に対し共同要請
- ・「春のスムーズビズ実践期間」（3/1～5/9）を冬の期間（12/1～2/28）に引き続き設定し、テレワークやテレハーフ、時差出勤などの取組継続を企業等に呼びかけ
- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請
- ・GW期間中の鉄道の減便や土休ダイヤの適用について国及び鉄道事業者に要請
- ・まちづくり団体等に対し、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上、必要なものを除き、20時以降の消灯についてお願い
- ・屋外広告物関係団体等に対し、デジタルサイネージなど屋外広告物の20時以降の消灯についてお願い

【環境局】

- ・閉鎖した自然公園施設等の駐車場は、5月12日から再開
- ・5月28日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴う対応
ビクターセンター、大島公園動物園・椿園等の展示施設、売店（酒類の提供を除く）を6月1日から順次再開
- ・緊急事態措置を実施すべき期間の満了に伴う対応
自然公園施設等の宿泊施設を6月21日から順次再開

【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大した。また、随時募集において新たな団地を追加（合計355戸）
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、拡充した都営住宅の毎月募集（4～6月）及び随時募集を継続して実施（合計285戸）
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、拡充した都営住宅の毎月募集（7～9月）及び随時募集を継続して実施（合計400戸）

【病院経営本部】

- ・都立・公社病院のうち、8病院に「コロナ後遺症相談窓口」を設置（3月30日以降順次設置）
- ・区市町村や地区医師会等の要請に応じ、都立・公社病院からワクチン接種会場に医療従事者を派遣（7月15日時点 延751人）
- ・東京都築地ワクチン接種センターに、都立・公社病院から医師等を派遣（一日あたり医師20人）
- ・多摩総合医療センターに、ワクチンの大規模接種会場を開設（7月26日～）

【産業労働局】

- ・「経営者向けテレワーク集中セミナー」を開催（5月1～3日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（5/12～5/31実施分）」について公表（5月7日）
- ・「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（5/12～5/31実施分）」について公表（5月7日、12日）
- ・「休業要請を行う大規模施設に対する協力金（5/12～5/31実施分）」について公表（5月7日、12日、18日）
- ・緊急販路開拓助成事業の開始について公表（5月7日）
- ・テレワーク導入率の調査結果（4月）を公表（5月7日）
- ・「新しい日常」対応型サービス創出支援事業の申請受付を開始（5月11日）
- ・コロナ禍での中小企業の多様な経営課題に対応する専門家派遣の申請受付を開始（5月12日）
- ・テレワーク・マスター企業支援事業の開始について公表（5月12日）
- ・「デジタル人材育成支援事業」の募集開始について公表（5月17日）
- ・「観光事業者の経営力強化に向けた専門家派遣」の申請受付を開始（5月26日）
- ・「緊急対策委託訓練」の開始について公表（5月26日）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談（解雇・雇止めや「リモートハラスメント」等）を実施（5月27日、28日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/1～4/11実施分）」の申請受付を開始（5月28日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（6/1～6/20実施分）」について公表（5月28日）

【産業労働局】

- ・テレワーク導入率の調査結果（5月）を公表（6月2日）
- ・「オンラインツアー造成支援事業」 海外向けツアーの支援開始（6月7日）
- ・サテライトオフィスとして客室を提供できる多摩地域の宿泊施設の募集開始（6月7日）
- ・一時支援金等受給者向けの緊急支援の実施について公表（6月7日）
- ・「宿泊施設テレワーク利用促進事業」の申請受付開始（6月7日）
- ・宿泊施設に対する支援事業の拡充について公表（6月7日）
- ・小規模テレワークコーナー設置促進助成金の募集開始について公表（6月7日）
- ・新型コロナウイルスワクチン接種等に係る特別休暇制度等の整備に取り組む中小企業への専門家派遣の実施について公表（6月7日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の申請受付期間等の延長について公表（6月7日）
- ・中小企業向け融資制度の拡充等について公表（6月7日）
- ・東京都中小企業者等月次支援給付金について公表（6月7日）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金の受付期間の延長について公表（6月11日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（6/21～7/11実施分）」について公表（6月18日）
- ・「営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金（6/21～7/11実施分）」について公表（6月18日）
- ・「テレワーク・マスター企業支援奨励金」 新コース創設について公表（6月18日）
- ・感染拡大防止協力金等コールセンターの開設について公表（6月18日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11実施分）」の申請受付開始（6月21日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供（7月～10月分）について公表（6月23日）
- ・「休業要請を行う大規模施設に対する協力金（4/25～5/11実施分）」の申請受付開始（6月30日）
- ・「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（4/25～5/11実施分）」の申請受付開始（6月30日）
- ・「東京都中小企業者等月次支援給付金」の申請受付開始（7月1日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（6月）を公表（7月2日）
- ・コロナ禍の影響を受けた非正規雇用者のための「短期間・短時間委託訓練」の開始について公表（7月5日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/22実施分）」について公表（7月8日）
- ・「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金（7/12～8/22実施分）」について公表（7月8日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/22実施分）」の早期支給分の申請受付を開始（7月19日）

【産業労働局】

- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11実施分）」の申請受付期間延長について公表（7月26日）
- ・「休業要請を行う大規模施設に対する協力金（4/25～5/11実施分）」及び「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（4/25～5/11実施分）」の申請受付期間延長について公表（7月26日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（5/12～5/31実施分及び6/1～6/20実施分）」の申請受付開始（7月26日）
- ・都と経済団体が連携したワクチン接種予約受付の開始について公表（7月26日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施（7月28日）（東京商工会議所）

【中央卸売市場】

- ・市場の一般見学等の中止期間を延長
- ・市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予（R3. 9支払い分まで）

【建設局】

- ・5月7日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴い、4月23日の同宣言等発出時の対応を延長するとともに、都立公園内の駐車場・運動施設は基本的対処方針に沿って再開
- ・5月28日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴う対応
かちどき橋の資料館、都立公園内の売店及びキッチンカー（酒類の提供を除く）を6月1日から再開
事前予約制等による入場制限を実施した上で、都立庭園、都立動物園・水族園、都立植物園等を6月4日から再開
- ・緊急事態措置を実施すべき期間の満了に伴う対応
奥多摩周遊道路に設置している全ての駐車場を6月21日から再開

【港湾局】

- ・5月7日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴い、4月23日の同宣言等発出時の対応を延長するとともに、海上公園内の駐車場・運動施設は基本的対処方針に沿って再開
- ・5月28日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴う対応
入場制限を実施した上で、東京港野鳥公園及び東京臨海部広報展示室TOKYOミナトリエを6月1日から再開
- ・緊急事態措置を実施すべき期間の満了に伴う対応
若洲海浜公園海釣り施設、東京国際クルーズターミナル及び東京ゲートブリッジ歩道部を6月21日から再開

【交通局】

- ・都営大江戸線、日暮里・舎人ライナー、東京さくらトラム及び都バスで、大型連休期間中の平日に減便などを実施
- ・「自衛隊東京大規模接種センター」の開設に伴い、都バスによる東京駅発着の無料シャトルバスの運行支援、都営地下鉄大手町駅におけるコンシェルジュの配置やポスターを活用した案内を実施

【水道局】

- ・水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和3年9月30日まで延長
- ・入場制限及び感染防止対策を講じた上で、水道局所管施設を6月8日から再開

【下水道局】

- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの流行状況調査として、教育施設周辺のマンホール等から下水を採取し、東京都健康安全研究センターで分析を実施
- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの調査として、大学の学生寮等から排出される下水を採取し、検査機関で分析を実施
- ・入場制限及び感染防止対策を講じた上で、下水道局所管施設を6月4日から再開

【教育庁】

- ・都立図書館の来館サービスの休止及び来館しなくても利用できるサービスの提供等
- ・都立学校において、緊急事態宣言の延長に伴い、時差通学・分散登校等の実施及び飛沫感染の可能性の高い教育活動・部活動の中止等（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（5月7日）
- ・「学校生活のコロナ対策」（動画・リーフレット）を活用した感染症対策の徹底を周知（区市町村に同様の感染症対策の徹底を周知）（5月21日）
- ・都立学校において、緊急事態宣言の再延長に伴い、時差通学・分散登校等の実施及び飛沫感染の可能性の高い教育活動・部活動の中止等（継続）（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（5月28日）
- ・まん延防止等重点措置の適用に伴う、都立学校の部活動や学校行事等、教育活動における感染症対策の一層の徹底等（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（6月18日）
- ・都立学校における、緊急事態宣言に伴い、飛沫感染の可能性の高い教育活動の中止及び夏季休業に向けた注意喚起等（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（7月8日）

【東京消防庁】

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等（案）

令和3年7月30日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年7月12日（月曜日）0時から8月31日（火曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

- ・ 施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・ 施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請**

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

- **特に、以下のことについて徹底することを要請（法第45条第1項）**

- ・ 20時以降の不要不急の外出を自粛すること
- ・ 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	●休業を要請（法第45条第2項） 〔酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。〕
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
酒類又はカラオケ設備を提供する集会場等（第5号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	結婚式場	

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつ カラオケ設備を使用しない 遊興施設（第11号） 〔飲食店営業許可を受けていない カラオケ店及び利用者による 酒類の店内持込を認めている 施設を除く。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、 スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、 パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店 営業許可を受けている施設	●営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項） ●特措法施行令第12条に規定される各措置の 実施を要請（法第45条第2項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
酒類を提供せず、かつ カラオケ設備を使用しない 飲食店（第14号） 〔利用者による酒類の店内持込を 認めている施設を除く。〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
酒類を提供せず、かつ カラオケ設備を使用しない 集会場等（第5号） 〔利用者による酒類の店内持込を 認めている施設を除く。〕	結婚式場	●営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項） ●特措法施行令第12条に規定される各措置の 実施を要請（法第45条第2項） ●以下の事項について、協力依頼 ・「1.5時間以内」での開催 ・「50人又は収容定員の50%の いずれか小さいほう」での開催

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） （「3（6）イベントの開催制限」参照） ●営業時間短縮を要請 ○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） ○イベント開催以外の場合 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） （1,000㎡以下の施設） 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 ○映画館 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） （1,000㎡以下の施設） 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 （法第45条第2項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請（法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）（「3（6）イベントの開催制限」参照） ●営業時間の短縮 ○イベント開催以外の場合 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） （1,000㎡以下の施設） 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請（法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等	●営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） （生活必需物資を除く。） (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 （生活必需物資を除く。） ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 （法第45条第2項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請（法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、 ゲームセンター 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、 エステティック業、リラクゼーション業 等	

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校（第1号）	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等（第2号）	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等（第3号）	大学等	
集会場等（第5号）	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等（第10号）	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設（第11号）	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設（第12号）	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等（第13号）	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）**に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

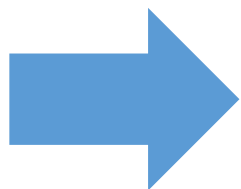
- **営業時間短縮**を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- **業種別ガイドラインの遵守等**を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（C O C O A）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）

営業時間短縮等への協力金

- 飲食店等に対する協力金
- 大規模施設等に対する協力金

 8月末まで延長